

貸金業制度等の概要 —説明資料—

平成17年3月30日(水)

金融庁

貸金業を巡る主な法制度

業者規制

貸金業の規制等に関する法律 (貸金業規制法)

- 昭和58年に、サラ金問題を背景に制定
(登録制の実施、貸金業者に行為規制)
- 平成12年6月、商工ローン問題を契機とした
改正法が施行
- 平成16年1月、ヤミ金融対策法が施行

金利規制

出資の受入れ、預り金及び金利等 の取締りに関する法律(出資法)

- 昭和29年、特別刑法の位置付けで制定
(保全経済会事件が契機)
- 上限金利(刑罰金利)等を規定
(現在、29.2%)
- ※関係法令
コミットメントライン法 ノンバンク社債法

利息制限法

- 昭和29年6月施行
- 民事上の上限金利を規定
(現在、15~20%)

貸金業規制法の概要

1. 目的

登録制度を実施し、貸金業者に必要な規制を課すことにより、貸金業者の業務の適正化を確保し、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること。

(注)経営の健全性確保のための規制・監督は行われていない。

2. 開業規制

①内閣総理大臣又は都道府県知事の登録(3年毎の更新)が必要。

2以上の都道府県内に営業所等を設置する場合は内閣総理大臣(財務局長)の登録

②登録拒否要件

登録申請者等が、破産者、禁固以上の刑の執行を終わって5年を経過していない者、財産的基礎を有しない者、暴力団員等である場合は登録を拒否しなければならない。

3. 業務規制

過剰貸付けの禁止、証明書の携帯、暴力団員等の使用の禁止、広告・勧誘規制、誇大広告の禁止、債務者及び保証人に対する書面の交付義務、取立て行為の規制、標識の掲示、貸金業務取扱主任者制度等

4. 指導監督

貸金業者(貸付残高500億円超)による事業報告書の提出、内閣総理大臣(財務局長)又は都道府県知事による報告徴収、立入検査、業務停止、登録取消し

5. 貸金業協会の設置等

各都道府県に貸金業協会を設置し、その全国組織として全国貸金業協会連合会を設置

出資法における貸付金利規制の概要

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条)

貸金業者が貸付けを行う場合に、年 29.2%を超える利息(手数料、損害賠償予定額等を含む)の契約(受領、要求)
→ 5年以下の懲役もしくは 1,000万円以下の罰金、またはこれらの併科

(関係法令)

平成 11 年 3 月 29 日施行 コミットメントライン法(特定融資枠契約に関する法律)

特定融資枠契約の設定等の対価として貸主に支払われる手数料について、利息制限法及び出資法の適用除外とするもの。平成 13 年改正で資本金 3 億円を超える株式会社等にも拡大された。平成 15 年の検討では、見直しは見送られた。

平成 11 年 5 月 20 日施行 ノンバンク社債法(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律)

平成 11 年改正前の出資法において、いわゆるノンバンクが、社債の発行により不特定多数の者から貸付資金を受け入れることは禁止。本法により、一定の金融業者について、社債の発行等の直接金融による資金調達を解禁するとともに、ディスクロージャーの充実等、投資家保護のための措置を規定。

(参考条文)

出資法

(高金利の処罰)

第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十九・二パーセント(二月二十九日を含む一年については年二十九・二八パーセントとし、一日当たりについては〇・〇八パーセントとする。)を超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項に規定する割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前三項の規定の適用については、貸付けの期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。

5 第一項から第三項までの規定の適用については、利息を天引する方法による金銭の貸付けにあつては、その交付額を元本額として利息を計算するものとする。

6 一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合においては、元利金のうち当初の元本を超える金額を利息とみなして第一項から第三項までの規定を適用する。

7 金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。貸し付けられた金銭について支払を受領し、又は要求する者が、その受領又は要求に関し受ける元本以外の金銭についても、同様に利息とみなして第三項の規定を適用する。

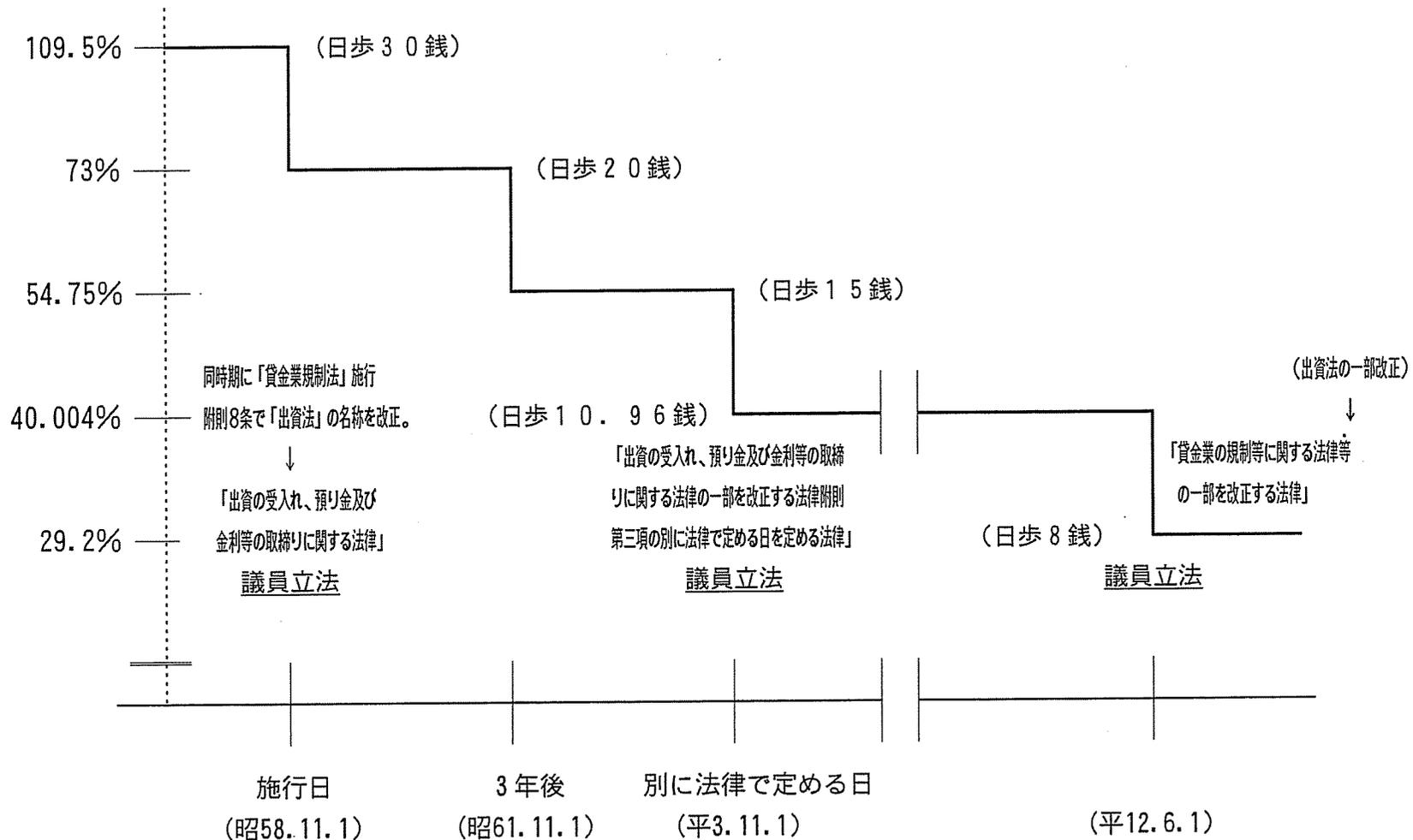
出資法・貸金業規制法 制定・改正の経緯

施行日	法律	背景となる社会問題と、法律の制定・改正の概要
昭和 29 年 6 月 23 日	出資法制定	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>いわゆる保全経済会事件</u>(戦後の混乱期に悪徳業者が大衆から出資金を集めて中小企業に高利で資金を貸付けていたが、会社が破綻したとして出資金を返還しなかった詐欺事件。被害者は約 15 万人。)を契機に、主としていわゆるヤミ金融機関ないしヤミ利殖機関等を取り締まることを目的として制定。
昭和 58 年 11 月 1 日	貸金業規制法制定	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>いわゆるサラ金問題</u>(昭和 50 年代頃から、「サラ金」による高金利・過剰融資・過酷な取立てを原因とする債務者の自殺や家出などが多発した。)が社会問題化し、新たな規制の必要が生じ、昭和 58 年に出資法改正とともに貸金業規制法が議員立法により制定された。貸金業法の主な制度(貸金業者の登録制度、取立て行為規制、書面交付義務、43 条のみなし弁済等)が設けられた。
	出資法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じくサラ金問題を契機として、業として貸付けを行う場合の上限金利を、経過措置により段階的に年 109.5%から年 40.004%に引き下げることが規定(平成 3 年 11 月に 40.004%)。
平成 12 年 6 月 1 日	貸金業規制法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>いわゆる商工ローン問題</u>(「商工ローン」と呼ばれる中小企業向け貸金業者による過剰融資・高金利・根保証の説明不十分・過酷な取立等により、債務者や保証人が深刻な被害を受けた。)が社会問題化し、これを契機に議員立法により改正。①保証人に対する書面交付義務規定の整備、②取立て行為規制に係る脱法行為等の防止のための措置、③罰則の強化等が講じられる。
	出資法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じく商工ローン問題を契機として出資法が改正され、上限金利を 40.004%から 29.2%に引下げた。

平成 16 年 1 月 1 日	貸金業規制法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>いわゆるヤミ金融問題</u>(貸金業の無登録営業、違法な高金利による貸付け、悪質な取立て等の違法行為が多発し、その被害が深刻化。)を背景に、議員立法により改正。①貸金業者の登録要件の厳格化、②無登録業者に対する取締り強化、③取立て行為規制の強化、④貸金業務取扱主任者制度の創設、⑤罰則強化、⑥年 109.5%を超える高金利を内容とする貸付契約の無効化等の対策が講じられる。
	出資法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限金利を超える利息の支払要求が罰則の対象となり、高金利貸付け、無登録営業に対する罰則が強化される。
平成 16 年 12 月 28 日	貸金業規制法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>いわゆる違法年金担保融資問題</u>を契機として、公的な年金等の受給者の借入意欲をそそるような表示等の禁止、公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限及びこれに違反した場合の罰則規定の創設を内容とする法整備（いわゆる違法年金担保融資対策法）が行われた。

(注)「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」は「出資法」と、「貸金業の規制等に関する法律」は「貸金業規制法」と表記する。

上限金利の引下げ(出資法改正)の経過【貸金業者に対する上限金利(出資法第5条第2項)の推移】



- 昭和58年の改正：従来、出資法の上限金利(刑罰金利)は年率109.5%であったが、いわゆるサラ金問題を踏まえ、改正出資法は、貸金業者に対する上限金利を40.004%まで引き下げることとした(ただし、経過措置として、①当初3年間は年率73%、②4年目以降別に法律で定める日までは54.75%とした)。
- 平成2年の出資法本則金利移行法の制定：昭和58年の改正出資法において、別に法律で定める日までは経過措置の金利を適用することとされていたが、法律で定める日を平成3年10月31日とした。
- 平成11年の出資法の改正：いわゆる商工ローン問題を踏まえ、貸金業者に対する上限金利を年率40.004%から年率29.2%に引き下げることとした。(平成12年6月施行)

ヤミ金融対策法の概要

1 登録審査の強化、登録要件の見直し

- ・ 登録時の本人確認等の強化。
- ・ 登録要件の追加(暴力団員等、不正又は不誠実な行為をするおそれがある者、一定の財産的基礎を有しない者等は登録を拒否)。

2 無登録業者に対する取締り強化

- ・ 無登録業者の広告・勧誘について罰則を新設。
- ・ 白紙委任状の取得禁止、取立行為規制を無登録業者にも適用。

3 取立行為規制の強化

- ・ 債権の取立にあたって行ってはならない行為例(夜間における取立等)を具体化。
- ・ 貸金業の従業者による証明書携帯の義務付け。
- ・ 貸金業者による暴力団員等への債権譲渡の禁止。

4 適正な営業体制の確立

- ・ 貸金業者に対し、貸金業務取扱主任者を各営業所等毎に選任し、従業員への助言又は指導を行わせるとともに、研修を義務付け。

5 罰則の強化

- ・ 無登録営業、出資法の上限金利違反の際の罰則を「3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金」から「5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金」に引上げ(法人重課:無登録営業1億円、上限金利違反3千万円)。

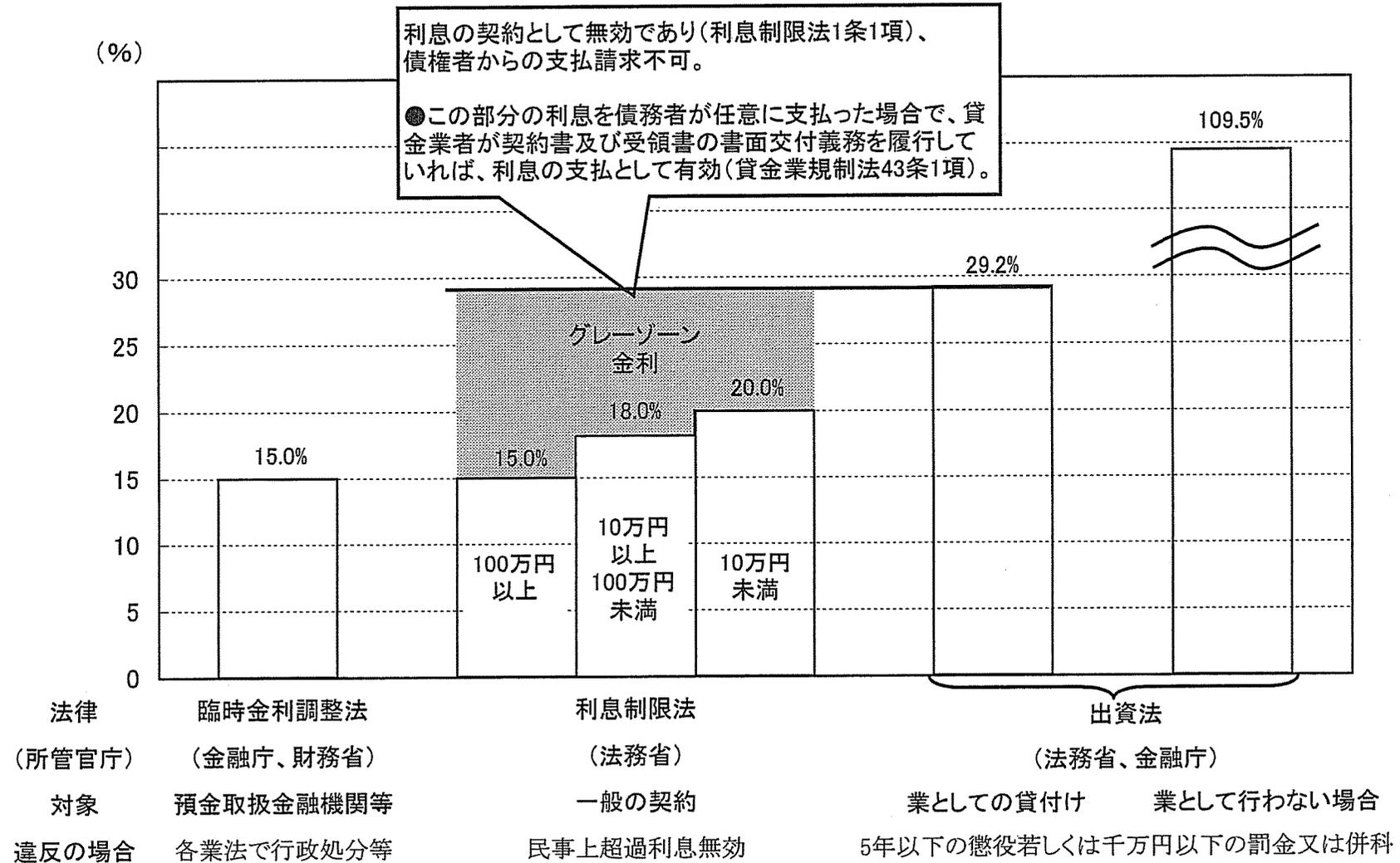
6 その他

- ・ 年109.5%を超える利息の契約をしたときは、当該貸付契約を無効とする。(頁8-2の(注)参照)
- ・ 財務局登録の貸金業者の登録免許税を9万円から15万円に引上げ。

(注)「ここで無効とされる契約は、元本契約、利息契約双方である。したがって、ヤミ金業者は、金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求は一切できない(したがって、債務者は、利息制限法上の制限利息以下の利息も返済する必要はない)。ただし、不法原因給付とはされていないので、交付した元本相当額の返済を受けていない場合、ヤミ金業者は、返済を受けていない元本相当額について不当利得返還請求権を有する。もっとも、この場合も、貸金業規制法42条の2は民法の適用を排除するものではないので、具体的事情により民法上不法原因給付に該当することとなる場合には、ヤミ金業者は元本部分の返還も請求できなくなる。」

出典:「ヤミ金融対策法」(貸金業規制法および出資法の改正法)の概要—衆議院法制局第二部第二課 奥 克彦(金融法務事情1683号 37~38頁)

制限金利とグレーゾーンについて



みなし弁済規定(貸金業規制法 43 条 1 項)の概要

利息制限法の制限金利を超えるとその利息は無効であるが、罰則はない。

一方、出資法の上限金利を超えると刑事罰が科される。

現在の貸金業者の多くは、利息制限法の制限金利以上で出資法の上限金利以下、いわゆる「グレーゾーン」で営業している。

この「グレーゾーン」部分の利息については、貸金業者からの支払請求はできないが、債務者が任意に支払った場合には、貸金業者が契約書面(貸金業規制法 17 条)及び受取証書(同 18 条)交付の義務を果たしていれば、利息の支払いとして有効になる。

(注)貸金業規制法 43 条 1 項の「みなし弁済規定」により、貸金業者が貸付けの際に同法 17 条書面(契約書面)や 18 条書面(受取証書)を交付するなどの要件を満たし、かつ「債務者が利息として任意に支払った」場合には、たとえ利息制限法の上限金利を越えていたとしても、有効な利息の弁済とみなされる(つまり、グレーゾーン金利分を、後から元本に充当することはできない)。

(参考判例)

グレーゾーン金利については、利息制限法の制限利息を超える超過部分は元本に充当ができ(最高裁昭和 39 年 11 月 18 日)、

元本充当を行った結果、過払金が生じれば過払金の返還請求ができる(最高裁昭和 43 年 11 月 13 日)。

ATM発行の書面(ジャーナル)例(借入れの場合)

<表面>

<裏面>

ご利用明細			
いつもご利用いただきありがとうございます。 本日のお取引は以下のとおりになっています。			
お取引日		ご契約番号(カード番号)	
H16 6 7		●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	
お取引	ご融資	契約番号	●●●●●●
種別	カードローン	お取引金額	¥15000
元金返済額		* 本日もご利用後の残高	¥23000
お利息		* 利用可能額	¥177000
遅延お利息		* 次回返済予定日	H16.7.7
その他		* 次回返済予定額	¥5000
<ご案内>			
貸付利率 ●●.●●●●%(●●.●●●●%) 返済予定回数 1~5回 最終 H16.12.7			
元本定額返済方式			
●●●●株式会社 東京都●●区●●1-1-1 登録番号 関東財務局長(●)第●●●●●●号		印紙税申告納 付につき●● 税務署承認済	
◆裏面も必ずご覧ください。			

消費者金融会社のATMを利用して借入した場合、このような受取証書(ジャーナル)が発行されます(ただし会社によって記載内容や方法が異なります)。

<記載内容>

← お客様の個人番号、借入年月日

← 今回のご利用金額

← 今回分を合わせた返済残高の総額

← 今後、ご利用可能な金額

← 次回のご返済期日

← 次回にご返済いただく金額

← お客様の現在の利息(金利)

← 現在のご利用金額の今後の返済回数と最終返済日(完済日)

← 返済方式

← 商号・名称

← 住所

← 登録番号

「ご契約」内容の説明(表面記載事項説明)

- ◆ 貸付利息は金利(年率)、カッコ内は遅延損害金(年率)です。
- ◆ 返済回数と最終期日は、契約時に交付している書面の契約規定等をご覧ください。
- ◆ 契約期間は契約内容によって異なります。詳しくは、契約時に交付している書面の契約規定等をご覧ください。(期間満了後、●年ごとの自動継続となります。)
- ◆ 返済期日前の返済ができます。(この場合、支払いをする日までの利息を支払います。)

(主な返済例:貸付金額10万円を貸付利息●●%、各回●●円の毎月1回(30日毎)支払で返済した場合、返済回数●回、返済期間●年●ヶ月となります。
※返済回数、支払い総額は取引条件(貸付利率、返済方式など)によって異なります。)

その他契約内容説明<詳しくはお手元の会員規約等をご覧ください>

- ◆ 返済方式は●●●●●方式です。
- ◆ 利息の計算方法は借入残高×金利(年率)÷365日×利用日数です(単一金利の場合)。
- ◆ 返済の方法(場所)は、●●●の店頭、●●●および●●●指定のATM、または銀行送金、その他●●●が認めた方法となります。(口座振替も可能です。)
- ◆ 費用の負担については、契約印紙代・振込手数料・郵送料はおお客様の負担となります。
- ◆ 期限の利益の喪失事項の内容は、次のとおりです。
会員(または借主)は下記事項に該当した場合、期限の利益を失い、残債務全額をただちに支払うものとします。
 - ・ 債務の支払を遅滞。
 - ・ 差押、仮差押、仮処分・破産などの法的措置。
 - ・ 氏名変更・転居・転勤などの届出を怠ったとき。
 - ・ その他規約・条項等で定める喪失事由が発生したとき。
- ◆ 信用情報機関への登録等。
 ・ 会員(または借主)の信用情報(本人特定情報、借入金額、返済状況等)は、●●●の加盟する信用情報機関および当該機関と提携する信用情報機関に報告され、登録されます。
 ・ 上記登録機関は、契約継続中および当該債務を完済した日から5年以内、延滞等の情報は発生日から5年以内です。

ご意見・ご要望・ご相談◆お客さま相談センター◆ 0120-●●●-●●●●

*毎日24時間受け付けています。

← 金利・遅延損害金
← 毎月一定額を返済する方法、一定期間(30日など)ごとの返済の最低額を決めて返済する方法、元本を定額で返済する方法など、各社で契約方法やその名称は異なります。
← 期日前返済

← 返済方式
← 利息の計算方法
← 返済方法(場所)

← 問い合わせ先
← 受付対応日時

(資料)JCFA(日本消費者金融協会)NIC会「消費者金融白書」

(参考条文)

利息制限法

第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合	年二割
元本が十万円以上百万円未満の場合	年一割八分
元本が百万円以上の場合	年一割五分

貸金業規制法

(任意に支払った場合のみなし弁済)

第四十三条 貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条の規定により利息とみなされるものを含む。)の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、同法第一条第一項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過部分の支払は、同項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

- 一 第十七条第一項の規定により第十七条第一項に規定する書面【契約書面】を交付している場合又は同条第二項から第四項までの規定により第十七条第二項から第四項までに規定するすべての書面【保証契約の書面】を交付している場合におけるその交付をしている者に対する貸付けの契約に基づく支払
- 二 第十八条第一項の規定により第十八条第一項に規定する書面【受取証書】を交付した場合における同項の弁済に係る支払

(書面の交付)

第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。

【以下略】

(受取証書の交付)

第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

【以下略】

(参考) 貸金業規制法は、「契約をめぐるトラブルが現に多発する等、書面の代替が困難なもの」として、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(IT 書面一括法)(平成 12 年法律第 126 号)の対象法律から除外されている。

ヤミ金融対策法施行後の最高裁判例

- 平成 16 年 2 月 20 日最高裁判決(最高裁平成 15 年(才)386 事件、同平成 15 年(受)390 事件)
「法 43 条 1 項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべきである」等とした上で
 - ① 17 条 1 項書面(契約書面)には、同項所定の事項のすべてが記載されていなければならない。
 - ② 18 条書面(受取証書)の交付は、弁済の「直後」になされなければならない。(支払いがなされてから 20 日余り経過した場合は、弁済の直後といえない。)
 - ③ 天引利息については、法 43 条 1 項の適用はない。
と判断した。

- 平成 16 年 2 月 20 日最高裁判決(最高裁平成 14 年(受)912 事件)
貸金業者が、貸金の弁済を受ける前に、18 条 1 項所定の事項が記載されている書面で貸金業者の銀行口座への振込用紙と一体となったものを債務者に交付し、債務者がこの書面を利用して同銀行口座に対する払込みの方法によって利息の支払をしたとしても、同法 43 条 1 項の適用要件である同法 18 条 1 項所定の要件を具備した書面の交付があったということとはできない。

- 平成 16 年 7 月 9 日最高裁判決
支払後 7 ないし 10 日以上後にされた 18 条書面の交付をもって、弁済直後の交付と解することはできない。

「出資法の上限金利に違反する場合無効となる範囲」に関する判例

●元本まで無効になるとしたもの

札幌高裁平成 17 年 2 月 23 日

年利 1,200 パーセントの高金利の事例につき、利息のみでなく元本を含む貸付契約すべてが違法行為であり、契約は無効であるとし、元本も含む全額の返還を命じた。

●そもそも元本については判断されていないもの

大阪高裁平成 8 年 1 月 23 日

「早期完済特約」(弁済期前に支払っても、弁済期までの利息を支払わなくてはならない)どおり支払うと、年利 93.5 パーセントの利息を支払うことになり、出資法に違反する高利であるから、早期完済特約は公序良俗に反して無効であり、利息部分を債務者に返還するように業者に命じた。

東京地裁平成 14 年 9 月 30 日

年利 750 パーセントの利息契約が、利息制限法所定の制限利率内にとどまる部分も含めて無効になるとして、借主の受領額(元本)と貸主に対する支払額との差額に係る不当利得返還請求が認められた(プラス慰謝料 10 万円も認められた)。

(参考)

東京高裁平成 3 年 3 月 28 日

出資法 4 条 1 項を超える部分の手数料の契約は無効であり、不当利得として返還の対象となるとされた。

貸金業規制法及び出資法の一部を改正する法律 「ヤミ金融対策法」(平成16年1月1日施行)(抄)

附 則

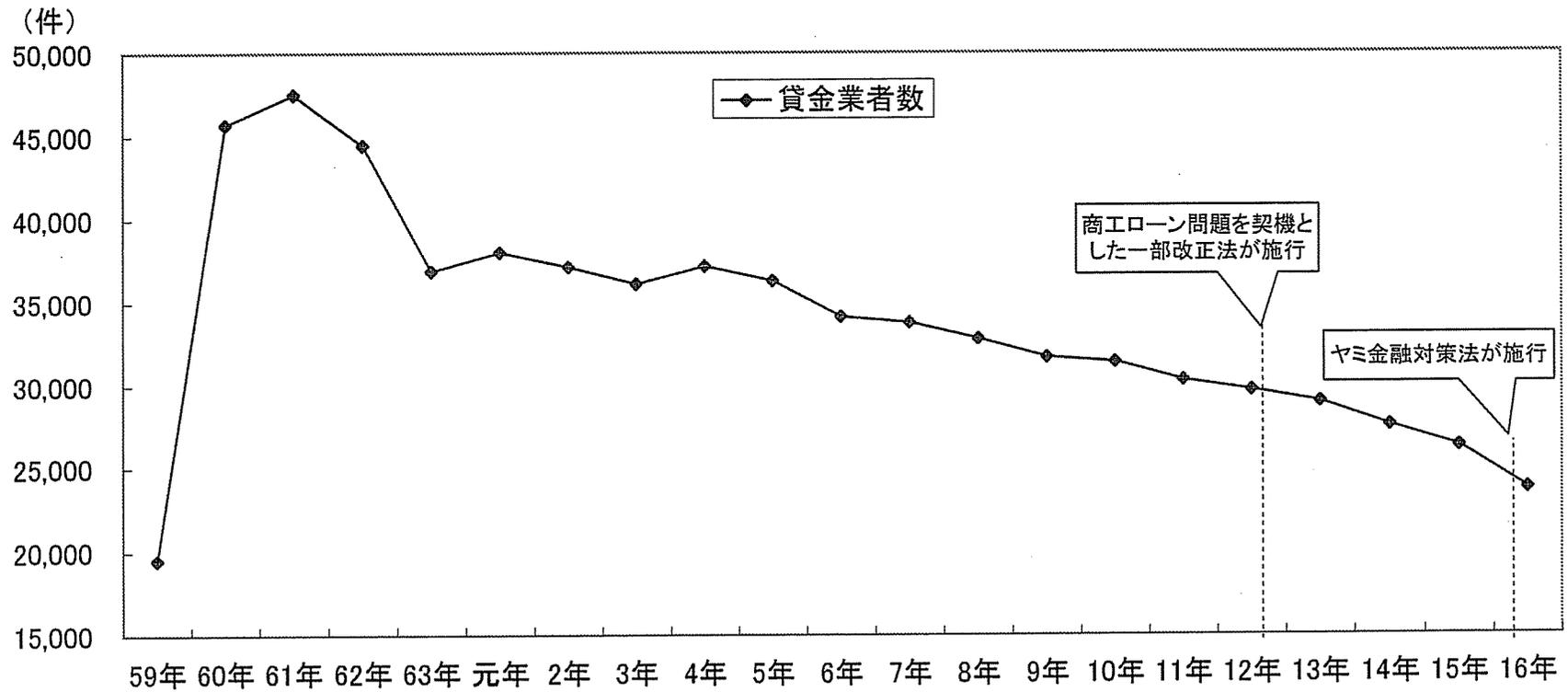
第十二条

新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、この法律の施行後三年を目途として、新貸金業規制法の施行の状況、貸金業者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

- 2 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項については、この法律の施行後三年を目途として、資金需給の状況その他の経済・金融情勢、資金需要者の資力又は信用に応じた貸付けの利率の設定の状況その他貸金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

貸金業者数の推移

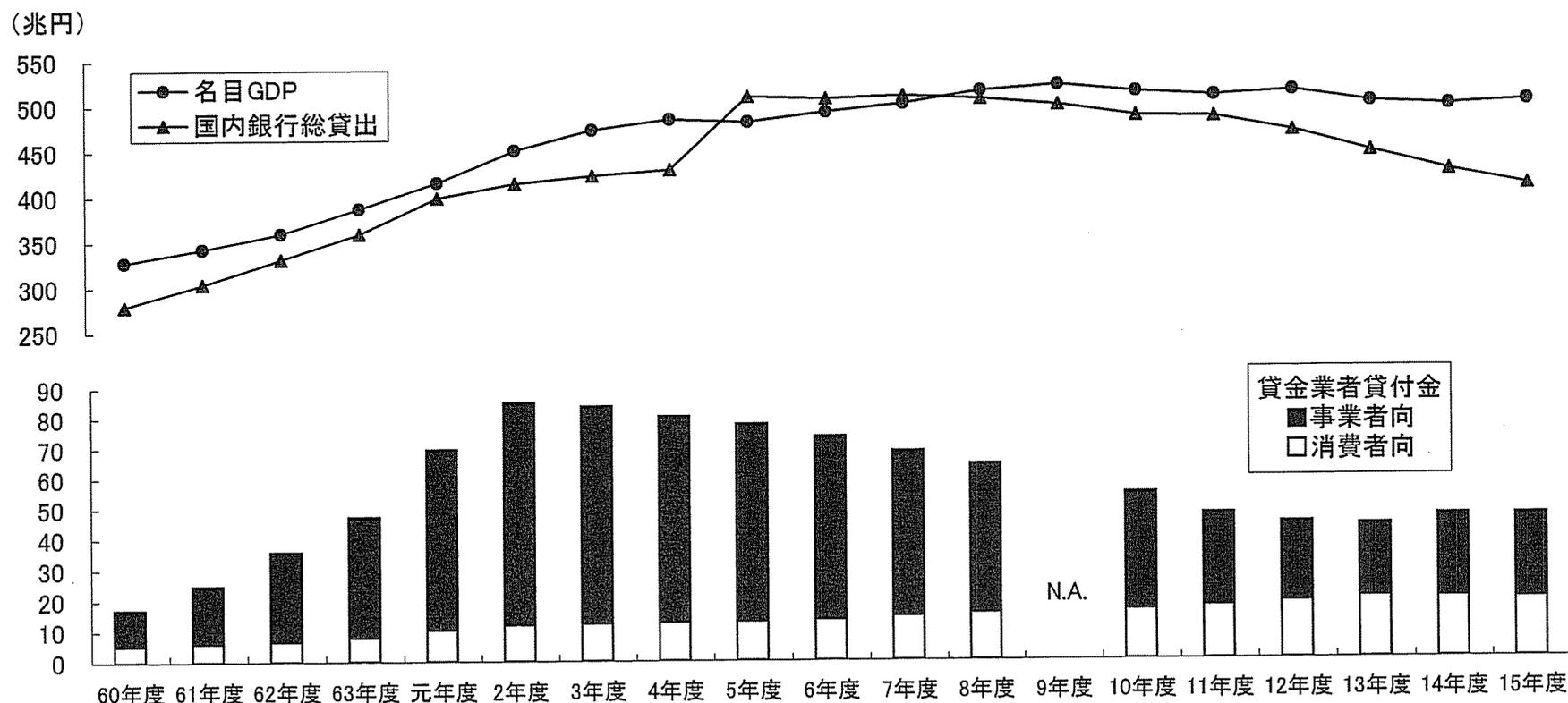
- 貸金業の登録業者数は減少傾向。
- ヤミ金融対策法の施行により、登録業者数は大幅に減少。



(注)社数は、各年とも3月末の数字
(資料)金融庁

貸金業者貸付金・国内銀行総貸出及び名目GDPの推移

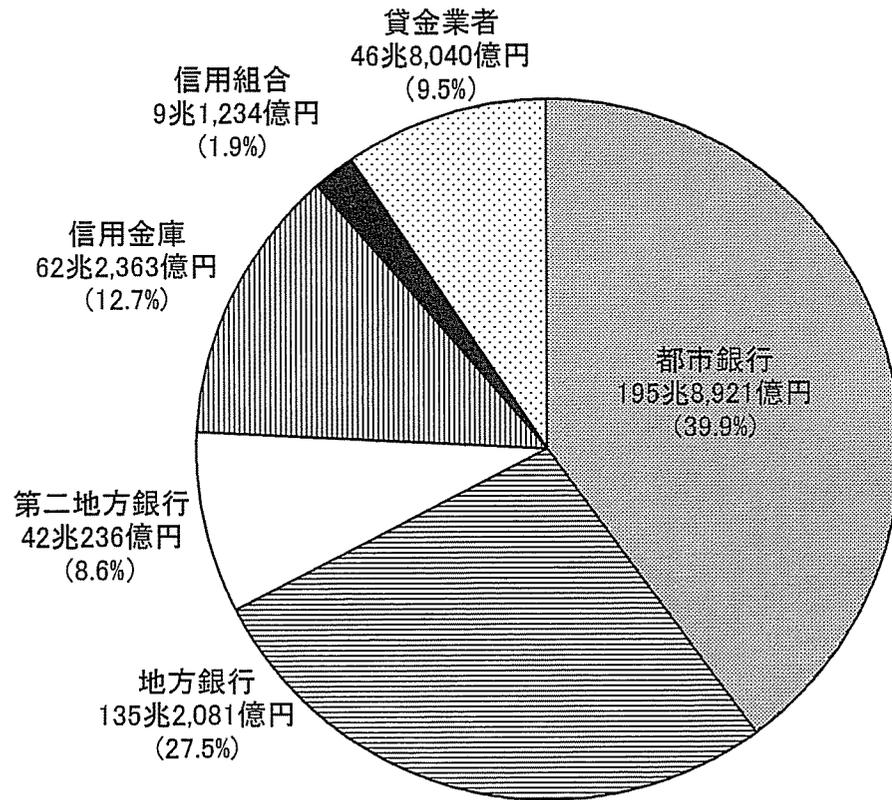
- ・最近の名目GDPは横這いだが、国内銀行総貸出と貸金業者貸付金は減少傾向。
- ・貸金業者貸付金のうち事業者向けは減少傾向にあったが、消費者向けは増加傾向。



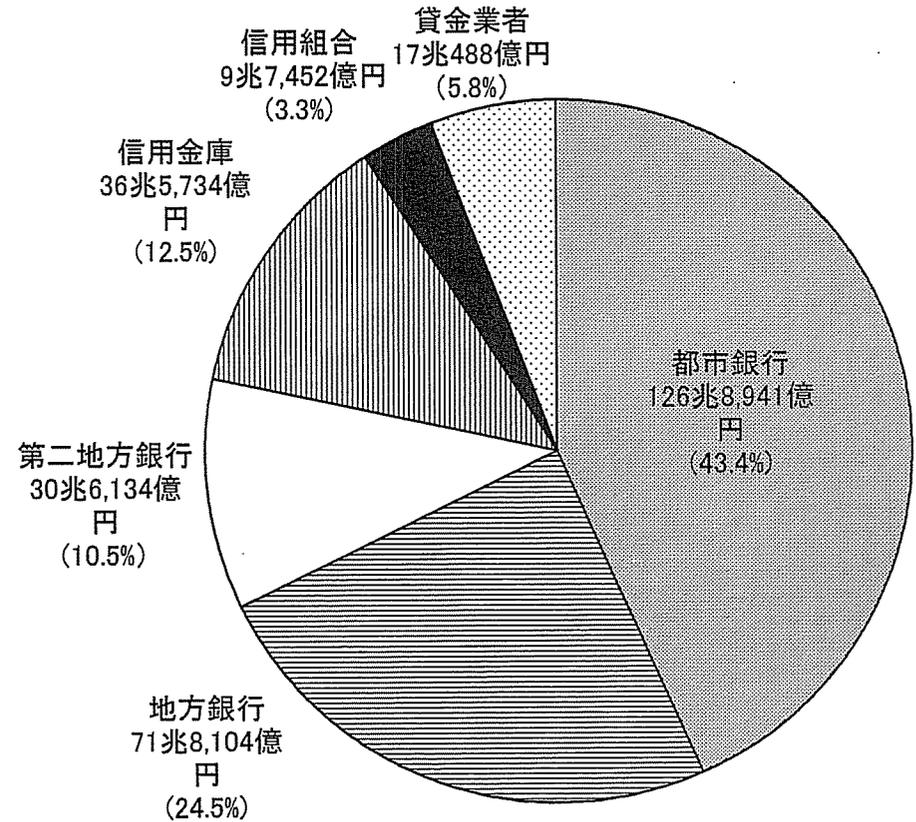
(注1) 国内銀行総貸出と貸金業者貸付金はそれぞれ3月末の残高。
 (注2) 平成6年3月末以降の国内銀行総貸出には当座貸越が含まれる。
 (注3) 10年3月末の貸金業者貸付金は未集計。
 (資料) 内閣府、金融庁、日本銀行

業態別貸出残高

平成16年3月末時点



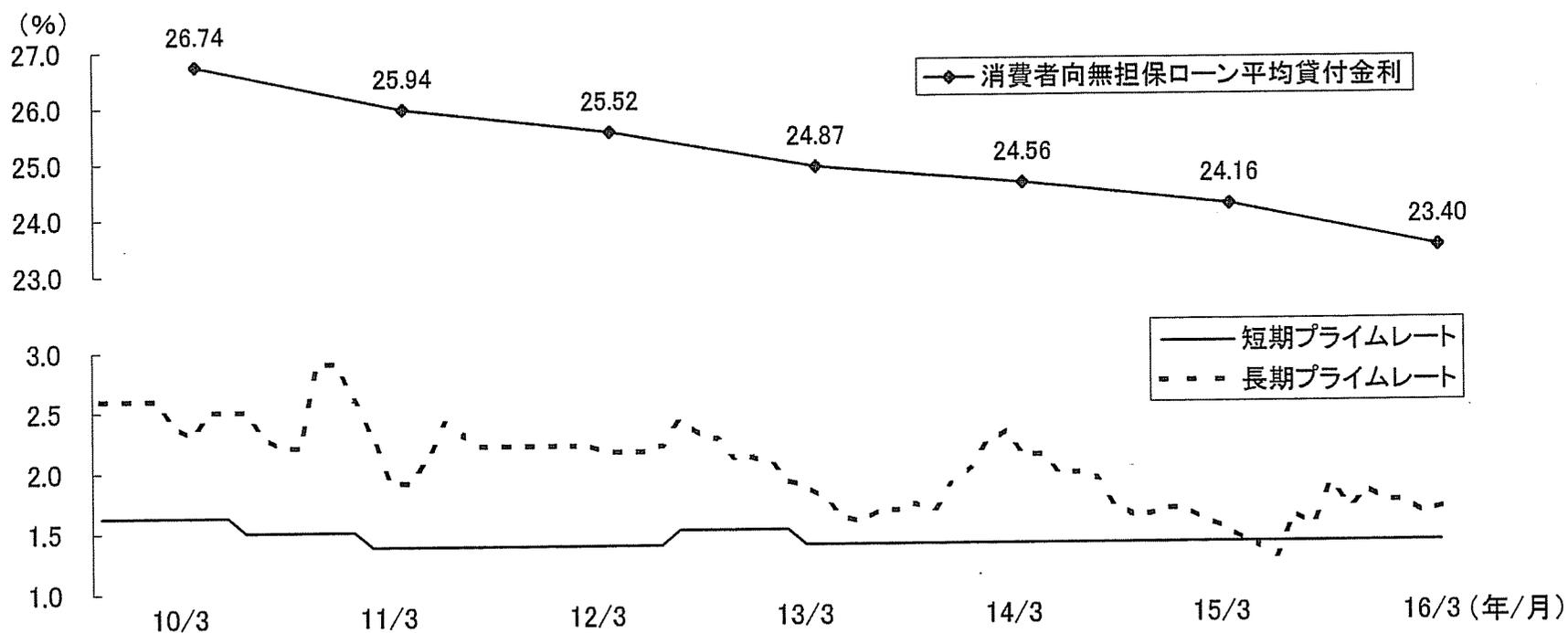
昭和61年3月末時点



(注) ()内は構成比
 (資料)金融庁、日本銀行

消費者向無担保ローンの平均貸付金利の推移

- 最近の消費者金融連絡会加盟社の平均貸付金利は低下している。



(注1) 消費者向無担保ローンの平均貸付金利は、消費者金融連絡会加盟社(武富士、アコム、プロミス、アイフル、三洋信販)の平均貸付金利。

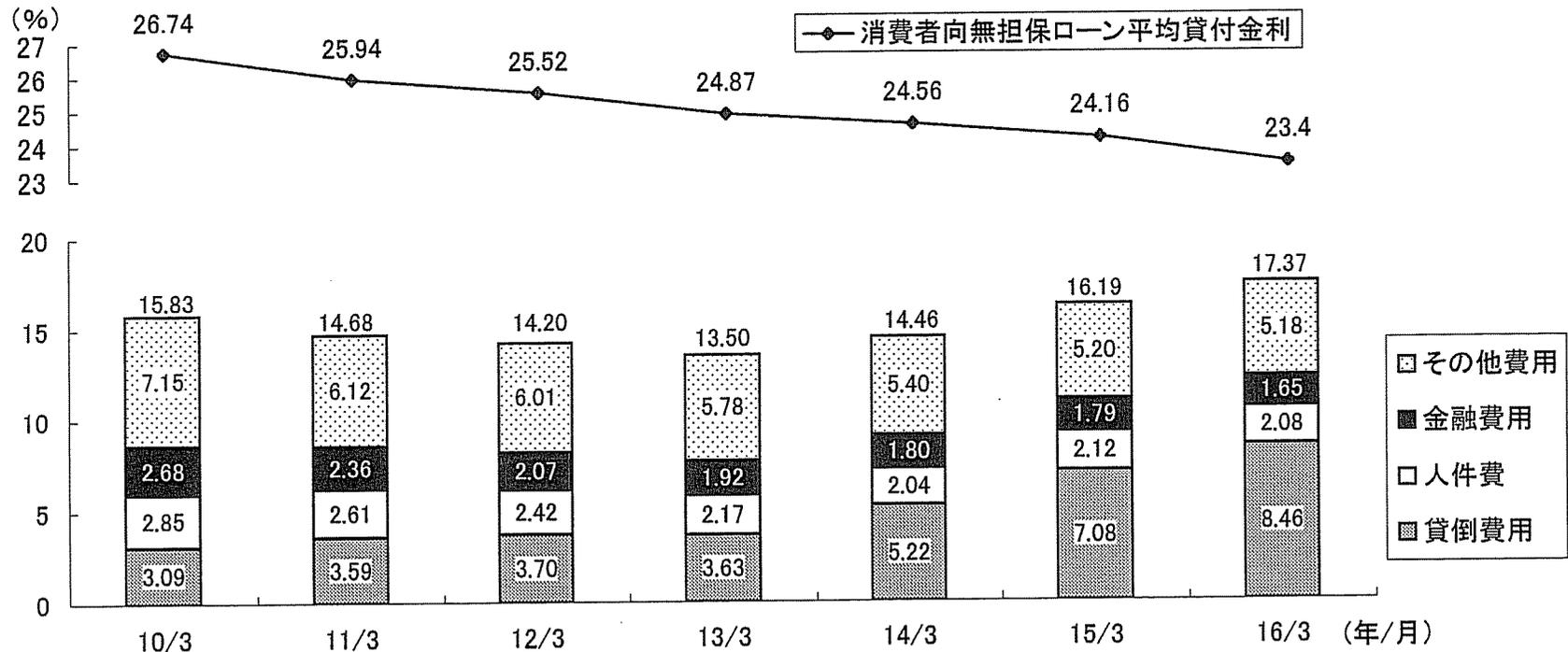
(注2) 短期プライムレートは、都市銀行が自主的に決定した金利のうち、最も多くの数の銀行が採用した金利。

(注3) 長期プライムレートは、みずほコーポレート銀行の金利。

(資料) 消費者金融連絡会、日本銀行

各費用対期末営業貸付残高率

- ここ数年、消費者金融連絡会加盟社の営業貸付残高に対するコストの比率は増加傾向。
- 業務の集中化やアウトソーシング等の効率化により、人件費やその他費用は圧縮されてきたが、貸倒費用が年々増加傾向。



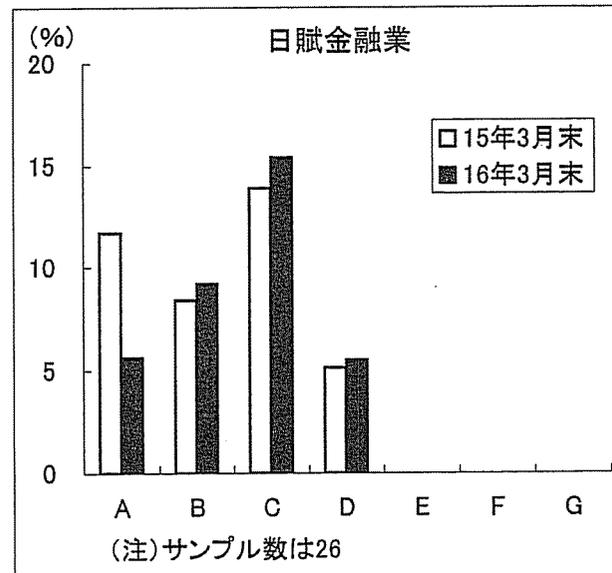
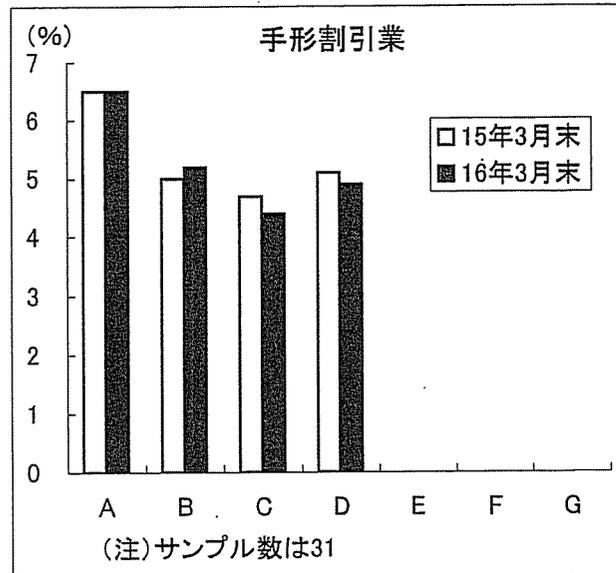
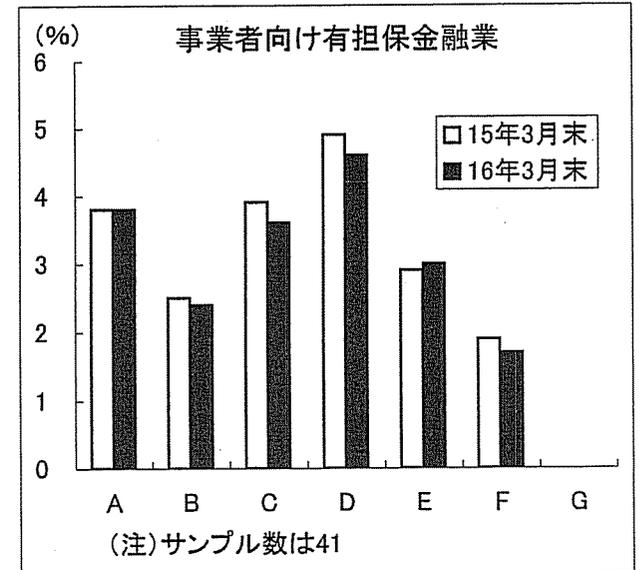
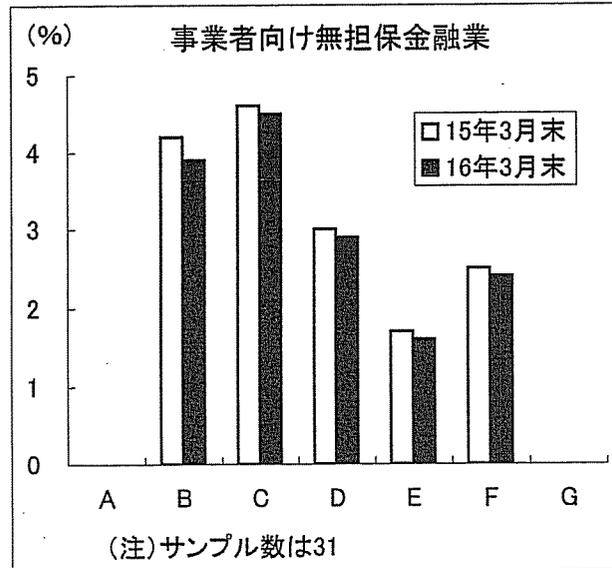
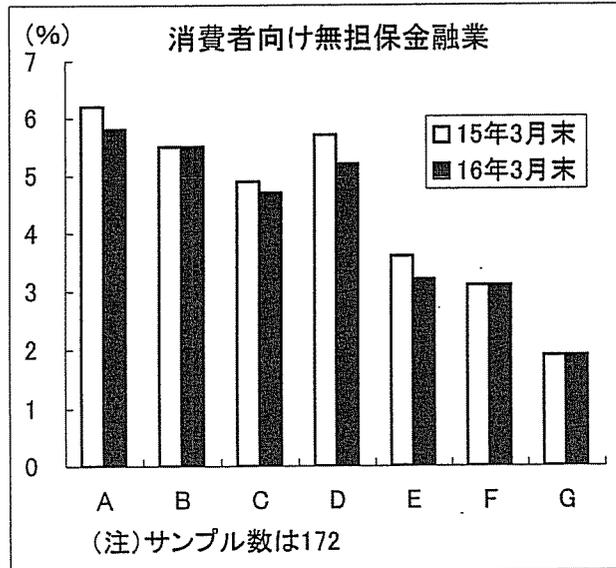
(注1) 数字は消費者金融連絡会加盟社(武富士、アコム、プロミス、アイフル、三洋信販)における消費者向無担保ローンの平均貸付金利と事業コストの構成(平均)。

(注2) 「金融費用」は、支払金利など資金調達に要するコスト。

(注3) 「その他費用」は、広告宣伝費、店舗費、通信費、電算システム費、ATM提携先への手数料など。

(資料) 消費者金融連絡会

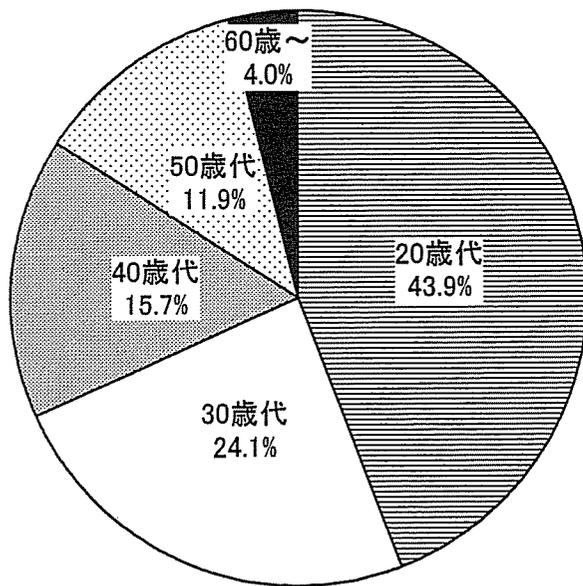
貸付残高規模別の平均調達金利の状況



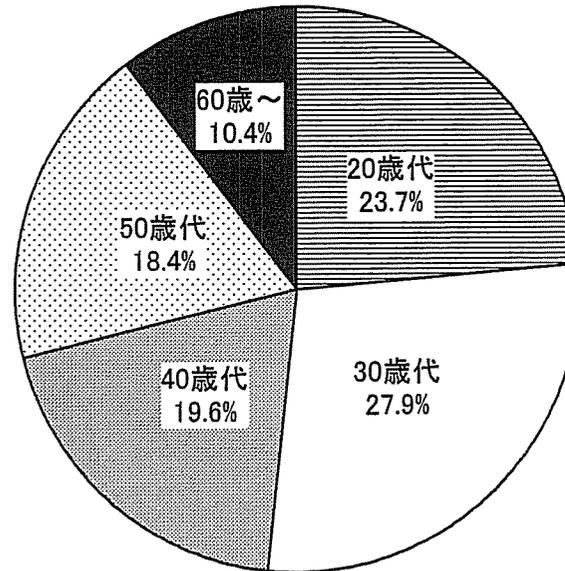
(注) Aは貸付残高が3千万円未満
 Bは貸付残高が3千～1億円未満
 Cは貸付残高が1～10億円未満
 Dは貸付残高が10～100億円未満
 Eは貸付残高が100～500億円未満
 Fは貸付残高が500～5,000億円未満
 Gは貸付残高が5,000億円以上
 (資料) 全国貸金業協会連合会

消費者金融利用者の年代別構成

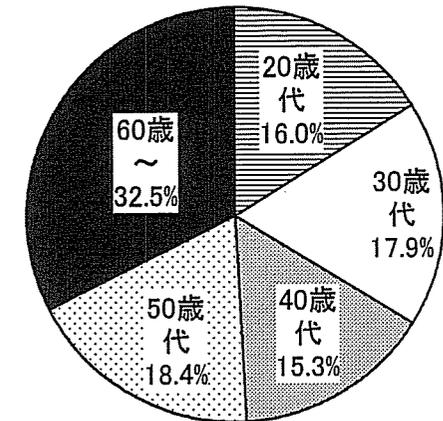
新規契約者
契約数合計 1,450千件



既存顧客
契約数合計 10,878千件



<参考資料>
20歳以上の総人口年齢階級の割合

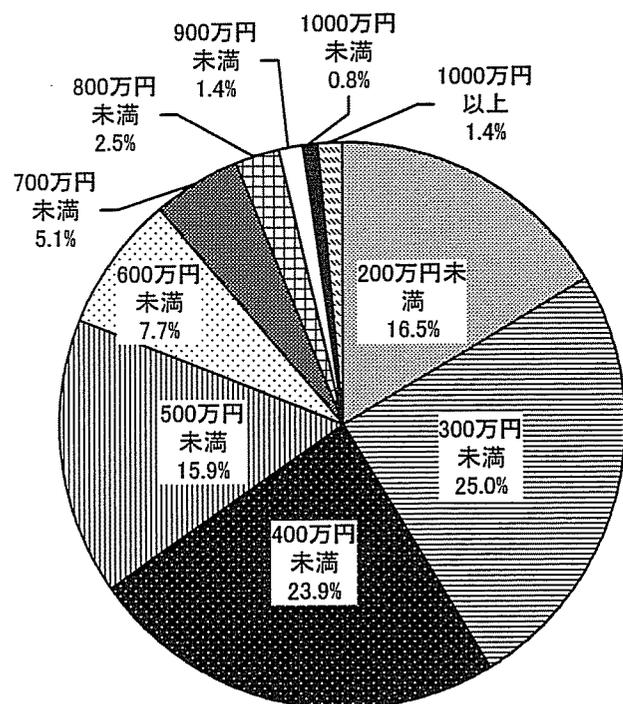


(注) 消費者金融利用者のデータは、消費者金融連絡会加盟社(武富士、アコム、プロミス、アイフル、三洋信販)の利用者を集計。
(資料) 消費者金融連絡会(2004年3月期)、総務省「国勢調査」(平成16年10月1日現在)

消費者金融利用者の年収別構成

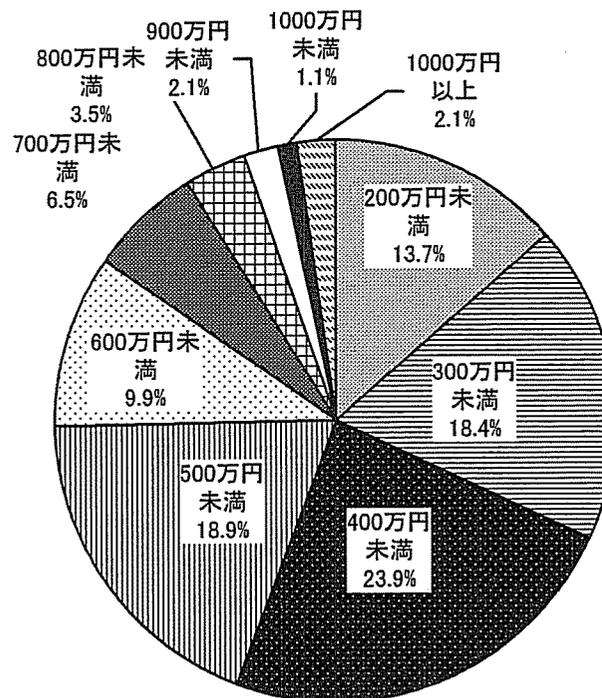
新規契約者

契約数合計 1,450千件



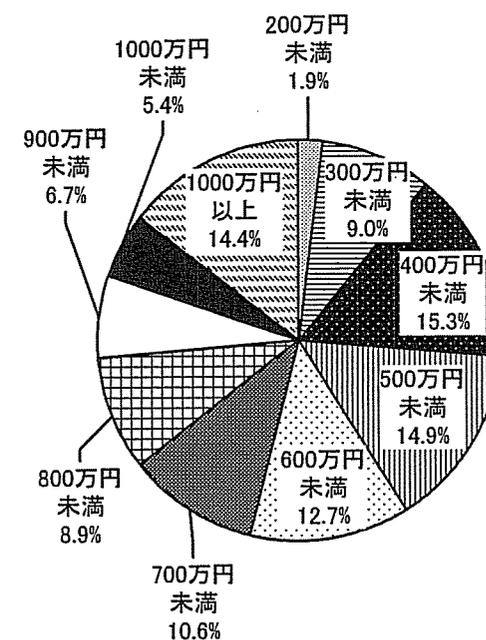
既存顧客

契約数合計 10,878千件



<参考資料>

家計調査(二人以上の世帯)
年間収入階級の割合

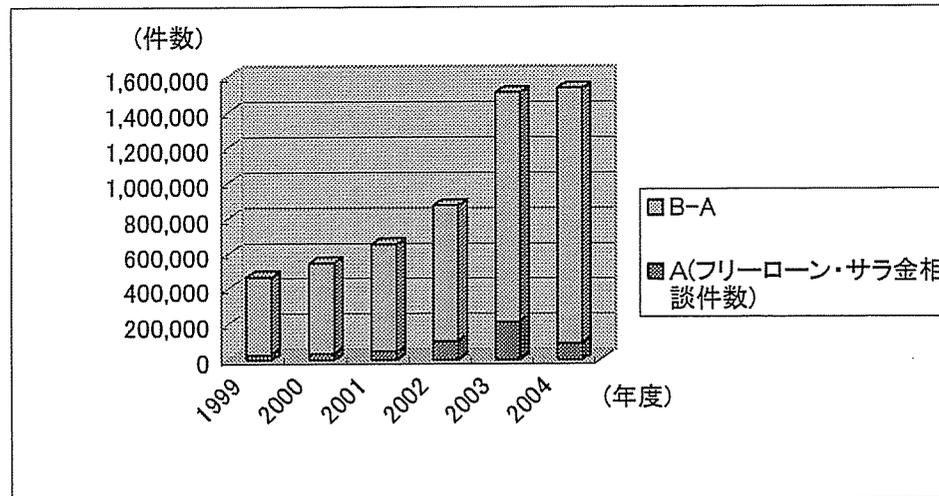


(注) 消費者金融利用者のデータは、消費者金融連絡会加盟社(武富士、アコム、プロミス、アイフル、三洋信販)の利用者を集計。
(資料) 消費者金融連絡会(2004年3月期)、総務省「家計調査」(平成16年3月)

「フリーローン・サラ金」に関する相談件数

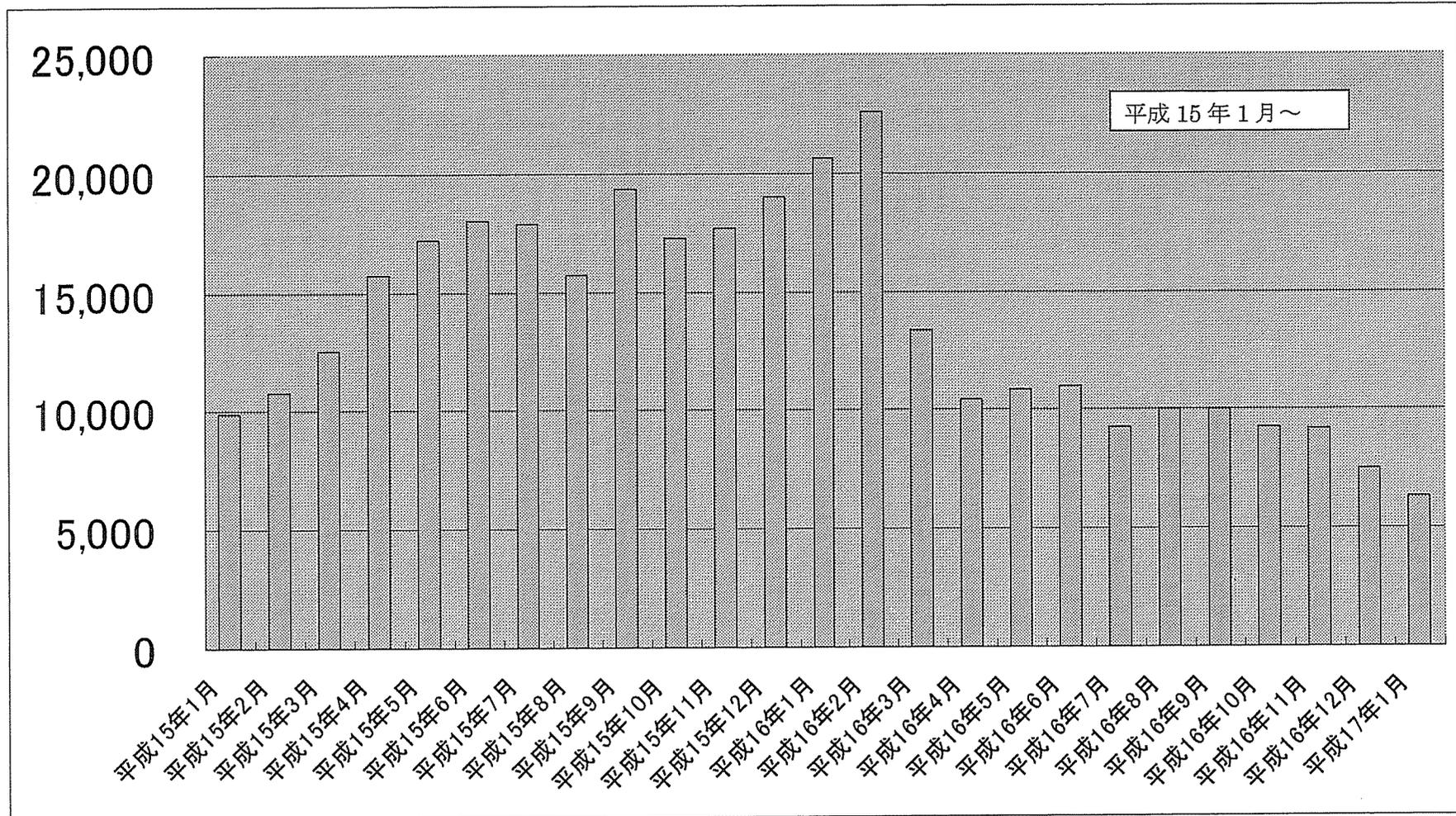
年度	フリーローン・サラ金に関する相談件数(A)	(資料)国民生活センター 総相談件数(B)
1999	26, 977	467, 110
2000	32, 451	547, 145
2001	47, 852	655, 899
2002	104, 144	873, 662
2003	214, 337	1, 509, 381
2004(05年1月末現在)	93, 950	1, 534, 583

* 2004年1月 ヤミ金融対策法施行



(注)「フリーローン」とは、消費者金融会社、クレジット会社、銀行等が扱う用途を限定しないで設定されている消費者ローンを指す。

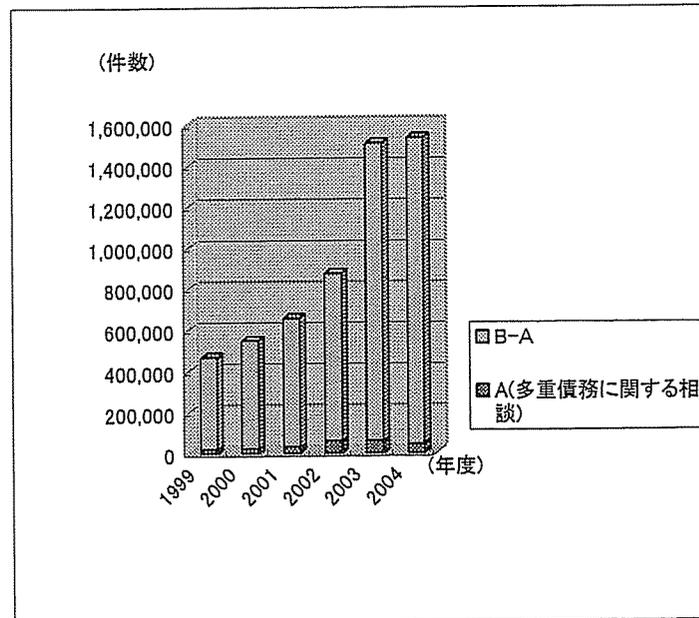
「フリーローン・サラ金」に関する相談件数(月別)



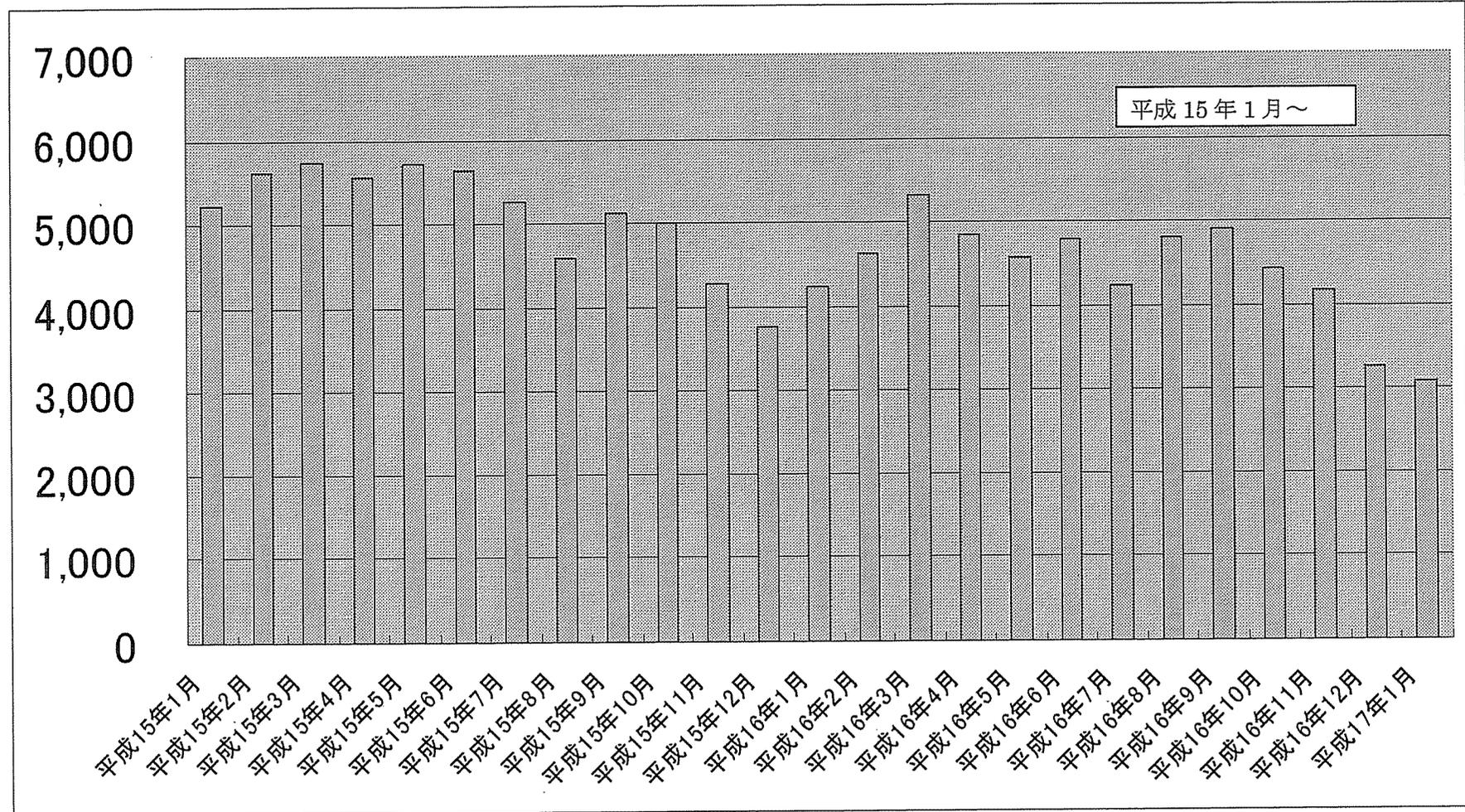
「多重債務」に関する相談件数

年度	多重債務に関する相談件数(A)	(資料)国民生活センター 総相談件数(B)
1999	20,033	467,110
2000	22,949	547,145
2001	32,139	655,899
2002	58,421	873,662
2003	59,099	1,509,381
2004(05年1月末現在)	43,084	1,534,583

* 2004年1月 ヤミ金融対策法施行



「多重債務」に関する相談件数(月別)



貸金業に関する国際比較

	日本	米 国		英国	ドイツ	フランス
開業規則	金銭の貸付け等を行う場合には、貸金業の規制等に関する法律に基づき登録。	州法による免許制 【例:NY州】25000ドルまでの個人向融資で利率を16%超とするものを業とする場合		2万5,000ポンド以下の個人向け貸金の場合、消費者信用法による免許制。 * 改正法により貸付金額の上限が無くなる。	銀行しか貸金業を行えない (銀行法による免許制)。	通貨金融法典による免許制 (銀行又は金融会社の免許)。
金利規則	上限規制あり 利息制限法(民事) ・10万円未満 → 20% ・10万円以上100万円未満 → 18% ・100万円以上 → 15% 出資法(刑事) ・私人間 → 109.5% ・事業者 → 29.2%	連邦	州	規制なし ・ただし、消費者信用法により、暴利的信用取引であると認める場合には、裁判所は、契約を再締結させることができる。 ・刑事法的観点からの規制はなし。	規制(判例法理)あり。 ・市場金利の2倍又はプラス12%を超えると民事上無効。 ・刑法により、上記の金利を超えると暴利行為とされ、一定の要件の下貸し手は処罰。	上限規制あり (消費法典(刑事・民事))。 平均実質利率の3分の4を上回る利率は暴利的利率とされる(民事上無効・刑事上処罰)。 (05年第1四半期の暴利的利率) 1,524ユーロ以下 → 19.60% 1,524ユーロ超 → 8.87%
		規制なし * 最高裁判例(金利の輸出理論) 「連邦銀行は、本店登記した州の金利を他州でも請求できる。」 ⇒デラウエア州などの自由金利の州に本店が集中する現象を引き起こした。	【例:NY州】 州銀行法(民事) ・16% 非免許業者に対する上限規制 州刑法(刑事) ・25%			

(注) 日本、米国(NY州、加州)、独及び仏においては、開業規則として、人的構成のほか、財産的基礎を要件としている。

(参考) 04年9月～05年1月の平均為替レートは、1ドル=105円、1ポンド=198円、1ユーロ=137円(日本銀行資料)。